

駐車監視員活動ガイドライン

(平成19年6月1日改定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

重点路線

路線 (区間)	重点時間帯
市道呉服町通線 (本通1丁目交差点～静岡駅前交差点の間)	終日 (別図橙線)
市道七間町通線 (県庁前交差点～七間町交差点の間)	終日 (別図橙線)
市道両替町通線 (本通2丁目交差点～静岡中央郵便局前交差点の間)	夜間 (別図橙線)

重点地域

重点地域

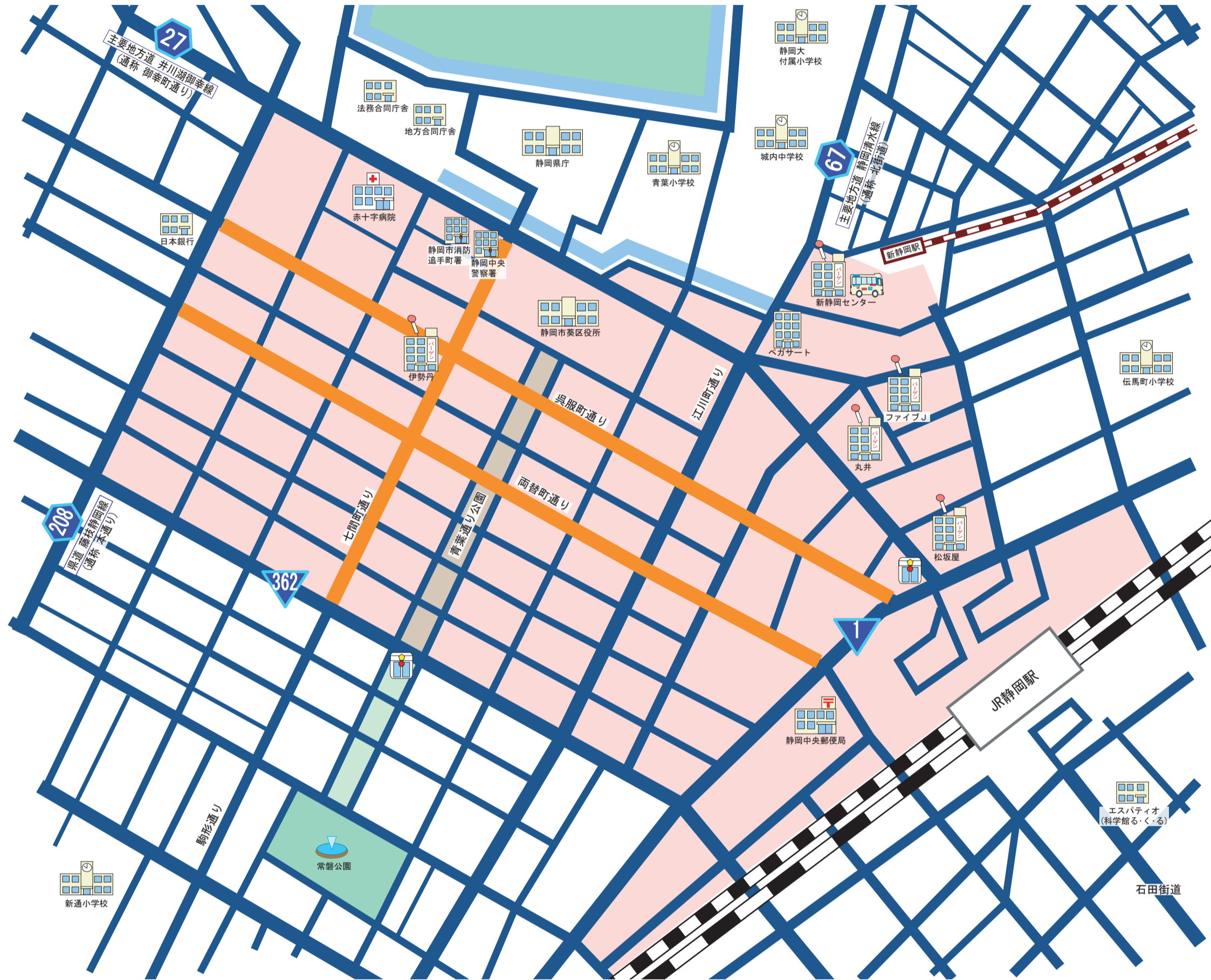
地域	重点時間帯
静岡呉服町名店街周辺・ 静岡中央商店会(七間町通商店街)周辺・ 静岡紺屋町名店街及びJR静岡駅周辺 等 静岡市中心部	終日 (別図赤色網掛区域)

自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
J R 静岡駅周辺	終日
御幸町(松坂屋・丸井)周辺	終日
伝馬町(ペガサート・5J)周辺	終日
呉服町名店街周辺	終日

静岡県静岡中央警察署

静岡中央警察署駐車監視員活動区域



重点路線 

重点地域 